

# いじめ防止基本方針 柏市立風早北部小学校

平成 26 年	3 月 1 日	策 定
平成 27 年	10 月 1 日	一部改訂
平成 29 年	4 月 1 日	一部改訂
平成 30 年	4 月 1 日	一部改訂
平成 31 年	4 月 1 日	一部改訂
令和 4 年	4 月 1 日	一部改訂
令和 5 年	4 月 1 日	一部改訂
令和 6 年	4 月 1 日	一部改訂
令和 7 年	4 月 1 日	一部改訂

## 1 基本理念

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条より）

この基本方針は、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」第 13 条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今まで行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

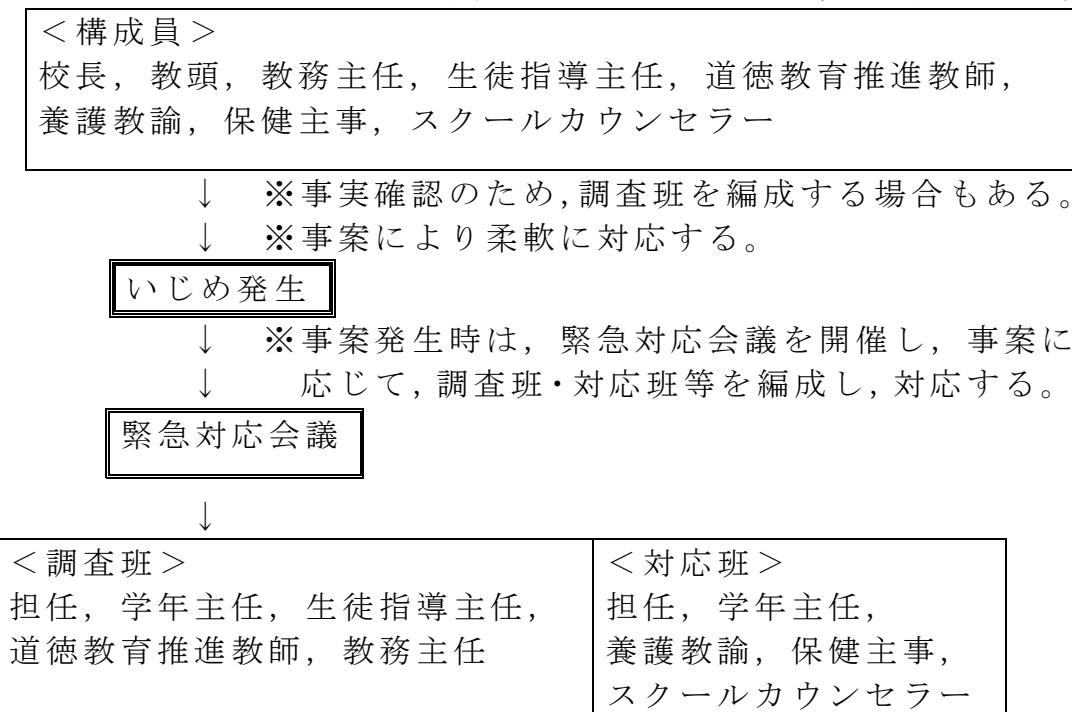
また、法の第 9 条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第 9 条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 2 組織及び組織図

《生徒指導部会・いじめ根絶委員会》 定例：学期1回  
職員会議において報告し、周知徹底する。



## 3 いじめの未然防止について

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。
- (3) 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめに対し、道徳の授業等が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。そのため、豊かな人間関係づくり実践プログラムも活用していくことが必要である。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。

(5) 千葉県教育委員会は平成25年度生徒指導充実のための基本方針の1つとして、「生徒指導の機能を重視した『わかる授業』の展開」をあげている。このことは、小グループ活動等で、お互いの考え方や意見を交換し合う等、コミュニケーション能力の育成を重視しながら、理解を深めさせていくことの大切さを示している。

「学習内容がわかる」「授業が楽しい」と感じさせることは、充実した学校生活につながるものである。

(6) 縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮できる機会を与えることは、自己有用感を高めることと、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。

(7) インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努め、児童に十分な指導をしていく。

(8) いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうため、保護者、地域住民、その他関係者と連携を図っていく。

#### 4 いじめの早期発見について

(1) いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

(2) 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。

(3) 学校全体として、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、保護者からの相談にも対応する。

##### ①アンケート調査

定期的なアンケート調査を行う。（年3回、各学期末）

##### ②教育相談

日常的に教育相談を行う。また、年3回、教育相談週間（6月、11月、2月）を設ける。

##### ③スクールカウンセラーの活用

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行えるようにする。

(4) 保護者との連絡

担任



○直接会って、具体的な対策を話す。



○協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

保護者

## 5 いじめの相談・通報の体制について

- (1) 児童が教職員にいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。相談することで、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。
- (2) 日頃から、いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめ」であると考えないように指導しておく。万が一、いじめが起こった時に、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考えねばならない。保健室や教育相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やスクールカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- (3) 担任以外のどの教職員でも相談等に対応できるようにしておく。
- (4) 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

## 6 いじめを認知した場合の対応について

### (1) いじめ情報のキャッチ

- ①いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなくてはならない。
- ②ただちに学級担任、学年主任、生徒指導主任（いじめ根絶委員会を招集）に連絡し、管理職に報告する。
- ③いじめられた児童を徹底して守る。見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、清掃時間、放課後等）

### (2) 正確な実態把握

- ①いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮をして行い、訴えを真摯に受け止める。
- ②事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要である。
- ③短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を隨時行う。
- ④関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ⑤ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

### (3) 保護者との連携

- ①保護者とは、複数の教職員（担任・学年主任・生徒指導主任等）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ②協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

## 7 指導について

### (1) 指導体制、方針決定

- ①指導のねらいを明確にする。
- ②すべての教職員の共通理解を図る。
- ③対応する教職員の役割分担をはっきり決める。
- ④教育委員会、場合によっては、警察等の関係機関との連携を図る。

### (2) 児童への指導・支援

#### ①いじめられた児童側

##### ア 児童に対して

- ・ 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。心配や不安を最優先に取り除く。
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- ・ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

##### イ 保護者に対して

- ・ 発見したその日のうちに、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- ・ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 繼続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・ 家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

#### ②いじめた児童側

##### ア 児童に対して

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け、指導する。
- ・ 心理的な孤独感・疎外感を与えないようするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### イ 保護者に対して

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

#### ③周りの児童たち

##### ア 児童に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ・ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

#### (3) 今後の対応

- ①スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアに当たる。
- ②継続的に指導や支援を行う。
- ③心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ④インターネット上のトラブルについては、補導センター等の関係機関と連携し、必要に応じて削除等の依頼を行う。

## 8 重大事態への対処について

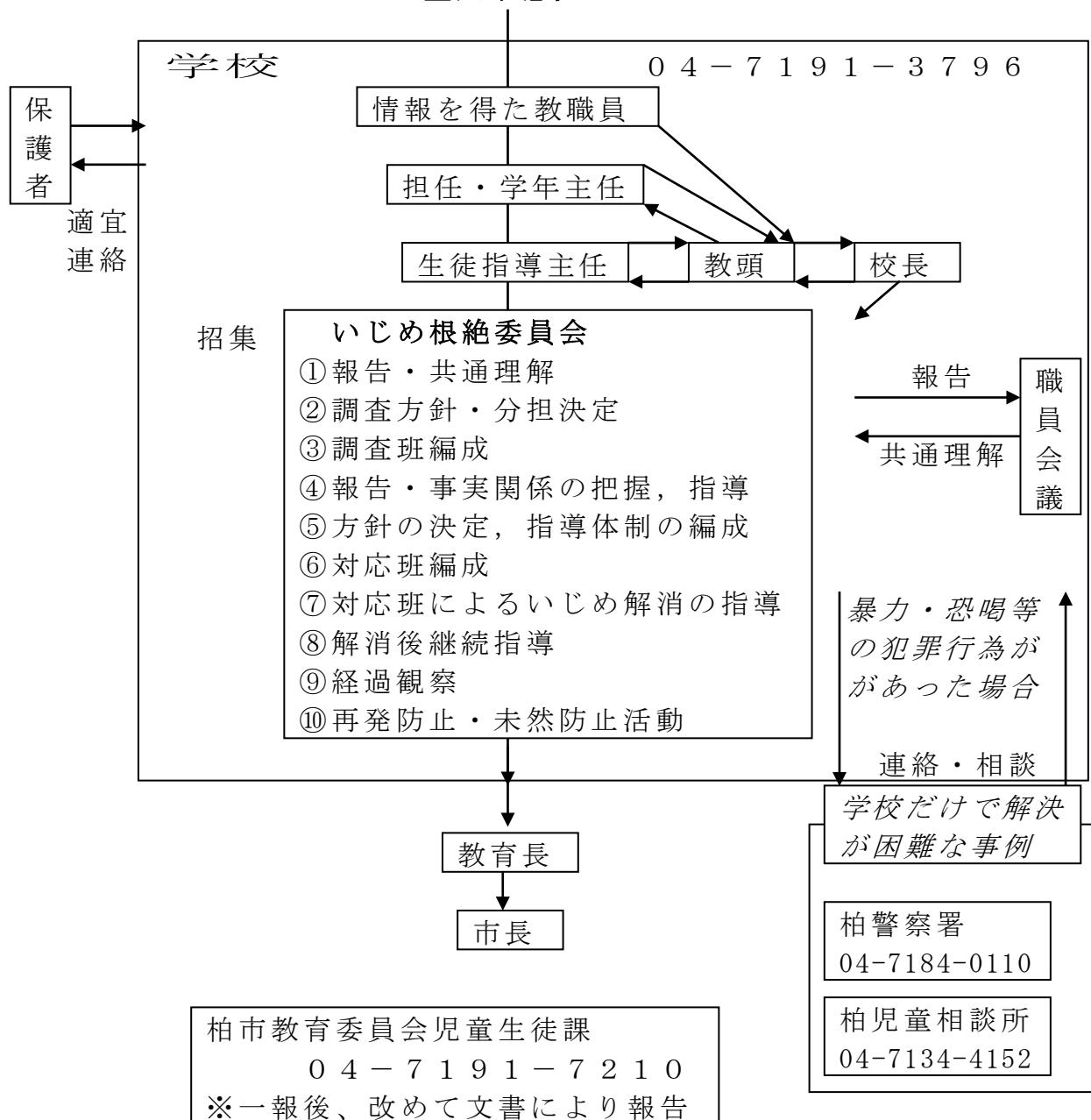
#### (1) 重大事態についての基準

##### 【重大事態】

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童が自殺を企図した場合等
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる

(2) 重大事態が発生した場合の対応 ※緊急時には臨機応変に対応。

《 重大事態発生 》



9 公表、点検、評価等について

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公表する。
- (2) 年度ごとに、いじめ根絶委員会の中で、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。
- (3) 年度ごとに、学校評価と同時に実施する「学校生活アンケート」の中で、いじめに関する調査を保護者にも確認してもらってから集計し、分析を行い、これに基づいた対応をとる。

## 10 年間指導計画について

	教育委員会施策	学校行事等	特別の教科道徳	特別活動
4月	○児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ○生徒指導主任連絡協議会 ○柏市学校警察連絡協議会定期総会 ○柏市スクールサポートの配置	・職員研修 ・特別な支援を要する児童に関する共通理解 ・「学校いじめ防止基本方針」 HP公表 ・1年生を迎える会 ・教育課程説明会 ・保護者懇談会 ・スクールカウンセラー相談日 ・避難訓練（地震対応）	・感謝 ・希望と勇気、努力と強い意志 ・正直、誠実	・学級開き ・生活目標の振り返り、設定
5月		・スクールカウンセラー相談日 ・春季大運動会 ・学校運営協議会	・善惡の判断、自律、自由と責任 ・規則の尊重 ・勤労、公共の精神	・生活目標の振り返り、設定 ・運動会に向けて
6月	○学級がうまく機能しない状況の調査 ○柏市学校警察連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・教育相談週間 ・いじめアンケート	・感動、畏敬の念 ・公正、公平、社会正義 ・親切、思いやり ・自然愛護	・生活目標の振り返り、設定
7月	○1学期いじめの状況調査	・個人面談 ・SNSネットモラル教室 ・スクールカウンセラー相談日	・生命の尊さ ・よりよい学校生活、集団生活の充実	・生活目標の振り返り、設定 ・夏休み前事前指導
8月		・職員研修		
9月	○生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問	・スクールカウンセラー相談日	・真理の追求 ・規則の尊重 ・よりよく生きる喜び ・家族愛、家庭生活の充実	・生活目標の振り返り、設定
10月	○学級がうまく機能しない状況の調査	・スクールカウンセラー相談日 ・学校運営協議会	・国際理解、国際親善 ・礼儀 ・相互理解、寛容 ・希望と勇気、努力と強い意志	・生活目標の振り返り、設定
11月	○生徒指導主任連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・音楽発表会 ・いじめアンケート	・勤労、公共の精神 ・節度、節制 ・友情、信頼 ・生命の尊さ	・生活目標の振り返り、設定 ・音楽発表会に向けて
12月	○条例に基づくいじめ防止啓発月間 ○2学期いじめの状況調査	・希望制個人面談 ・スクールカウンセラー相談日 ・学校評価に関する保護者アンケート（仮） ・児童アンケート（仮）	・伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 ・親切、思いやり	・生活目標の振り返り、設定 ・冬休み前事前指導
1月	○生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 ○柏市学校警察連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・学校評価結果公表（仮）	・個性の伸長 ・伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 ・節度、節制	・生活目標の振り返り、設定
2月	○生徒指導主任連絡協議会	・スクールカウンセラー相談日 ・授業参観、懇談会 ・6年生を送る会 ・教育相談週間 ・学校運営協議会	・生命の尊さ ・国際理解、国際親善 ・友情、信頼 ・感動、畏敬の念	・生活目標の振り返り、設定
3月	○3学期いじめの状況調査	・スクールカウンセラー相談日 ・卒業式	・自然愛護 ・よりよい学校生活、集団生活の充実	・生活目標の振り返り、設定 ・学年末・始め事前指導